

北海道警察釧路方面本部告示第61号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和6年5月10日

北海道警察釧路方面本部長 堂 前 康

1 資格及び調達をする物品等の種類

令和6年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 令和6年5月10日に一般競争入札の公告を行う北海道警察釧路方面本部交通管制センター上位装置一式の賃貸借契約
- (2) 資 格 北海道警察釧路方面本部交通管制センター上位装置一式の賃貸借契約に関する資格（以下「資格」という。）
- (3) 物 品 等 の 種 類 北海道警察釧路方面本部交通管制センター上位装置

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、調達物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしている機器を供給可能であること。

3 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、令和6年5月10日（金）から同年6月10日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
- (2) 申 請 書 類 の 入 手 方 法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。  
なお、北海道警察釧路方面本部のホームページ（<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/00ps/kushirohonbu/>）においてダウンロードすることができる。
- (3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

4 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のAからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

5 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道警察釧路方面本部会計課
- (2) 所 在 地 郵便番号 085-8511 釧路市黒金町10丁目5番地1
- (3) 電 話 番 号 0154-25-0110 内線 2232